

三重労働局発表  
平成24年3月30日(金)  
午後5時解禁

担 当	三重労働局職業安定部職業対策課	
	課長	中野 壽男
	課長補佐	小西 克明
	障害者雇用担当官	西 勝美
	☎059-226-2306	

## 障害者雇用が進んでいない鈴鹿市等6市町に対して 障害者採用計画の適正実施を勧告

(障害者雇用関係②)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(6ページ参照)では、国および地方公共団体(以下「公的機関」)に、法定雇用率以上の身体障害者または知的障害者の雇用を義務付けており、雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。しかし、三重県内の各市町等の機関の障害者雇用率(法定雇用率2.1%)は、1.96%(平成23年6月1日現在)にとどまっています。(参考1参照)

その中でも、下記の6機関は、平成22年6月1日現在、公的機関に義務付けられている雇用率2.1%を達成できていなかったため、平成23年1月に1年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、計画終期(平成23年12月末日)現在、この採用計画を適正に実施していません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項(6ページ参照)の規定に基づき、新たに作成、実施している計画(計画期間;平成24年1月1日~平成24年12月31日)を適正に実施するよう、3月26日、27日に三重労働局長名で勧告を行いました。

### 記

◎ 適正実施勧告の対象となる公的機関(雇用率等は3ページ参照)

鈴鹿市、伊賀市、朝日町、菰野町、明和町、大台町

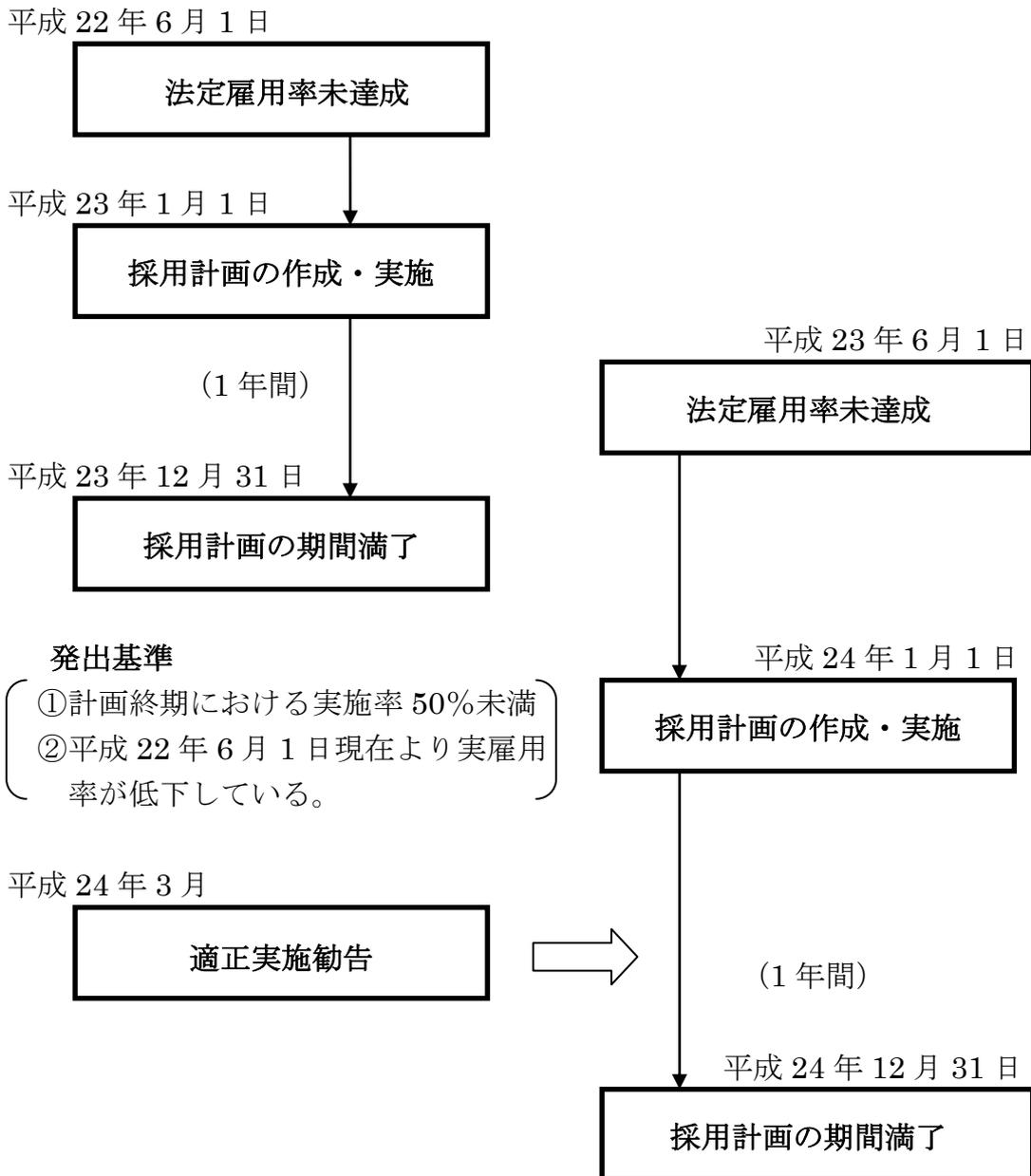
※ 法定雇用率、雇用率達成指導の流れ及び適正実施勧告の基準については2ページを、勧告対象機関の障害者採用計画の実施状況については3ページを参照。

## 法定雇用率について

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その雇用する労働者数に応じて、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する障害者を雇用しなければなりません。

- 民間企業：一般の民間企業 . . . . . 1.8%
- ：特殊法人 . . . . . 2.1%
- 国、地方公共団体 . . . . . 2.1%
- 都道府県等の教育委員会 . . . . . 2.0%

## 地方公共団体等に対する雇用率達成指導の流れ図



## 適正実施勧告を発出した機関の状況

市町等の機関(法定雇用率2.1%)

機関名	採用計画終期(23.12.31)の雇用状況				採用計画の実施状況(平成23年1月～12月)				
	算定基礎職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		計画実施率
					①職員数	②障害者数	③職員数	④障害者数	
鈴鹿市	1,219	19.5	1.60%	5.5	57	5	70	1	16.3%
伊賀市	861	15	1.74%	3	15	7	19	4	45.1%
朝日町	115	0	0.00%	2	2	2	6	0.5	8.3%
菰野町	236	1	0.42%	3	7	3	3	0	0.0%
明和町	138	1	0.72%	1	6	1	7	0	0.0%
大台町	132	1	0.76%	1	2	1	2	0	0.0%

※ 計画実施率 =  $\frac{④/③}{②/①}$

※ 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)が行われている。

(参考1)

## 三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.1%)

(平成23年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市	1,006.5	19.5	1.94	1.5	注4.特例認定あり
いなべ市	400.5	7.0	1.75	1.0	
四日市市	1,626.0	37.0	2.28		注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,219.0	19.5	1.60	5.5	
亀山市	418.0	11.0	2.63		
伊賀市	864.0	15.0	1.74	3.0	
名張市	512.5	11.0	2.15		
津市	2,282.0	54.0	2.37		注4.特例認定あり
松阪市	1,296.0	23.0	1.77	4.0	
伊勢市	740.0	16.0	2.16		
鳥羽市	261.0	5.0	1.92		
志摩市	695.5	14.0	2.01		注4.特例認定あり
尾鷲市	301.0	5.0	1.66	1.0	H23.7.11に法定雇用率達成
熊野市	206.0	6.0	2.91		
計	11,828.0	243.0	2.05	16.0	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
木曾岬町	81.5	0.0	0.00	1.0	
東員町	141.0	6.0	4.26		
菟野町	236.0	1.0	0.42	3.0	
朝日町	116.5	0.5	0.43	1.5	
川越町	81.0	2.0	2.47		
明和町	138.0	1.0	0.72	1.0	
多気町	127.0	2.0	1.57		
玉城町	139.0	2.0	1.44		
度会町	100.0	2.0	2.00		
南伊勢町	355.5	4.0	1.13	3.0	
大紀町	181.0	7.0	3.87		
大台町	133.0	1.0	0.75	1.0	
紀北町	183.0	5.0	2.73		
御浜町	159.5	3.0	1.88		
紀宝町	103.0	1.0	0.97	1.0	
計	2,275.0	37.5	1.65	11.5	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
四日市市上下水道局	187.5	4.0	2.13		
鈴鹿市水道局	69.0	1.0	1.45		
松阪市水道部	82.5	2.0	2.42		
伊賀市水道部	53.0	1.0	1.89		
市立伊勢総合病院	227.0	1.0	0.44	3.0	
市立四日市病院	320.0	8.0	2.50		
四日市港管理組合	100.5	2.0	1.99		
紀南病院組合	212.0	2.0	0.94	2.0	
計	1,251.5	21.0	1.68	5.0	

市町等計	15,354.5	301.5	1.96	32.5	
------	----------	-------	------	------	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
いなべ市教育委員会	121.5	2.0	1.65		
鈴鹿市教育委員会	291.5	3.0	1.03	3.0	
亀山市教育委員会	55.0	1.0	1.82		
伊賀市教育委員会	133.0	3.0	2.26		
名張市教育委員会	98.0	2.0	2.04		
松阪市教育委員会	248.5	9.0	3.62		
伊勢市教育委員会	131.0	1.0	0.76	1.0	
尾鷲市教育委員会	89.0	1.0	1.12		
計	1,167.5	22.0	1.88	4.0	
総 計	16,522.0	323.5	1.96	36.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。(当表において、0.0人は空白)
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
- ③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
- ④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用にに関する国及び地方公共団体の義務）

**第三十八条** 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

**第三十九条** （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項 の政令で定める率）

**第二条** 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。